

事務連絡  
平成23年4月28日

各 位

小野市地域振興部長

平成23年度農用地区域の変更（除外・用途変更）申請の受付について

春暖の候、貴殿におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。  
平素は、小野市の農政にご理解、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしのことについて、下記のとおり申請書の受付を行いますのでお知らせします。

なお、申請にあたっては同封の注意事項を遵守いただきますようお願いします。

記

1. 受付期間 第1回 平成23年5月16日（月）～5月27日（金）  
第2回 平成23年8月18日（木）～8月29日（月）  
(土・日曜日は除きます。)

2. 受付場所 小野市役所 地域振興部産業課農業振興係（市役所西庁舎2階）

3. 提出部数 1部

4. その他 利用目的が農業用倉庫等の農業用施設の場合は、農用地区域から除外せずに、「農用地」から「農業用施設用地」への用途区分の変更で対応します。（申請書の様式が、農用地区域の除外とは違いますので、ご注意下さい）申請書の用紙が必要でしたらご連絡ください。

5. 連絡先 小野市役所 地域振興部産業課農業振興係 担当：上原  
電話（0794）63-1928

## \* \* \* 申請時の注意事項 \* \* \*

- ① 申請書の作成に入る前に、申請地の代替地（農用地区域に含まれない土地）が  
ないか、もう一度検討して頂くようお願い致します。
- ② 申請書の提出期限は、必ず守って下さい。
- ③ 申請書様式Ⅱの「申請理由書」は、できる限り具体的に記入して下さい。
- ④ 第三者に申請手続きを委任される場合は、必ず委任状を添付して下さい。
- ⑤ 申請書の提出については、申請者あるいは申請代理者が、直接、地域振興部  
産業課まで提出して下さい。
- ⑥ 申請に係る開発行為について、申請書の提出前に「小野市地域振興部まちづくり課」で、「都市計画法」「小野市開発指導要綱」などの開発関係法令上、許可  
及び届出を必要とする開発かどうか確認をして下さい。  
許可を要する場合、その開発行為の内容が、関係法令上の許可要件を満たす要  
件なのか相談して頂くとともに、その許可要件となる法的根拠を聞いて下さい。
- ⑦ 申請にかかる農地の転用行為について、申請書の提出前に「小野市農業委員会」  
で「農地法」上、転用の許可要件を満たすことのできる内容なのか相談して頂  
くとともに、その許可要件となる法的根拠を聞いて下さい。